

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0731 第3号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたので、ご案内いたします。

敬 白

記

■ 適用日 平成30年8月1日から適用

■ 新規保険収載項目

検査項目	保険点数
BRAF遺伝子検査〔PCR-rSSO法〕	2,100点

▼詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
BRAF 遺伝子検査 〔PCR-rSSO法〕	2,100点	尿・糞便等検査 判断料 (※1:34点)	D004-2 「1」悪性腫瘍遺 伝子検査 の「ハ」	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) 「1」の悪性腫瘍遺伝子検査は、固形腫瘍の腫瘍細胞を検体とし、PCR法、SSCP法、RFLP法等を用いて、悪性腫瘍の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った、以下の遺伝子検査について、患者1人につき1回に限り算定する。(ただし、肺癌におけるEGFR遺伝子検査については、再発や増悪により、2次的遺伝子変異等が疑われ、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。また、早期大腸癌におけるリンチ症候群の除外を目的としてBRAF遺伝子検査を実施した場合にあっては、K-ras遺伝子検査又はRAS遺伝子検査を併せて算定できないこととし、マイクロサテライト不安定性検査を実施した年月日を、診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。)また、PCR-rSSO法を用いてBRAF遺伝子検査を実施した場合は、「ハ」のK-ras遺伝子検査の所定点数を算定する。 ア～カ (略) キ 大腸癌におけるEGFR遺伝子検査、K-ras遺伝子検査、RAS遺伝子検査又はBRAF遺伝子検査 (2)～(5) (略)